

令和7年 第8回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月26日 午後3時00分から午後3時55分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（11名）

会長
会長代理

3番	船	川	由	孝
2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員（3名）

5番	植	竹	一	寿
10番	倉	持	昭	夫
11番	増	田	隆	司

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 その他

7 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 栗山浩史 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和7年第8回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は11名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和7年第6回6月の総会議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

◆事務局

(令和7年第6回6月の総会議事録について、訂正箇所を説明する)

◆会長

ほかに何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和7年第6回6月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の新井委員、2番の松島委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回、申請としては2件でございますが、農地の交換の案件でございますので、1件とさせていただきます。

場所については、資料2、No.1をご覧ください。

資料1、番号1-1、土地の所在 中川崎字屋敷前〇〇、登記地目は田、現況地目は畑、面積 188㎡、譲受人 川口市〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中川崎〇〇 〇〇〇〇

譲受人の耕作面積 12,673.23㎡、家族数 4人、耕作者数 2人

所有権移転となります。

続きまして、番号1-2、土地の所在 中川崎字屋敷前〇〇外1筆、登記地目・現況地目ともに畑、合計面積 70.23㎡、譲受人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 川口市〇〇 〇〇〇〇

譲受人の耕作面積 346㎡、家族数 2人、耕作者数 2人

所有権移転となります。

本案件は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん所有の農地の交換による申請となっております。

農地を交換することにより、それぞれの自宅や農地に近くなり、管理しやすくなるため交換することに至ったそうです。

〇〇〇〇様はご住所が川口市ですが、ご家族が住まれている自宅が申請地近くにございまして、ご自身は週末に幸手市に戻られて農業を行っているそうです。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

8月21日に申請地を確認するとともに、番号1-1の譲渡人のお母様にお話をお伺いしました。

申請地は、宅地に接続することで利便性がよくなるため、譲り受けたいということで、資料2、No.1-②の申請地と交換するものでございます。

次に、番号1-2の案件についてですが、譲渡人は、会社役員として川口市在住で、週末には幸手市に戻り農地の管理をしていますが、申請地は小規模農地のため、効率が悪いので、譲受人に相談したところ、自宅に隣接しており、利便性がよくなるため譲り受けることになったそうです。

今回の申請はそれぞれの農地を交換することにより、相乗作用が得られるので、問題はないと思います。

以上です。

◆会長

1番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は1件でございます。

場所については、資料2、No.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 下吉羽字屋敷添〇〇、登記地目・現況地目ともに畑、面積261㎡、譲受人 久喜市〇〇(有)〇〇取締役 〇〇〇〇、譲渡人 下吉羽〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで、第2種農地となります。

所有権移転となります。

開発行為に関して、建築指導課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、住宅の建築が可能とのことで、許可の見込まれる案件とのことでした。

なお、農地転用許可と開発許可は同日となる予定です。

排水計画については、敷地の東側の新設の側溝に接続し、排水する計画となっております。

また、申請地の周囲はコンクリートブロックで囲う計画のため、土砂の流出等による周囲への影響はございません。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件については、8月20日、譲渡人の〇〇様に電話にて確認させていただきました。

以前は水稻を作っていたそうですが、耕作が困難になり売却することになったそうです。

この案件については、問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いします。

◆会長

2番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は承認されました。

議案第2号は終了します。

続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける借受人は3名となっています。

以上です。

◆会長

1番については行幸地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

1番、貸付人、〇〇〇〇様、松石在住の方です。借受人は茨城県古河市にあります(有)〇〇(代)〇〇〇〇様になります。主な事業内容としましては、倉庫事業や運送事業等を行っている会社です。

貸付面積は655㎡、新規で貸付期間は10年となります。

特に問題はないと思います。

◆会長

1 番について、何か質問等ございますか。

◆委員

作物は水稲でよろしいですか。

◆推進委員

水稲だそうです。

◆会長

ほかに何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

2 番及び 3 番の案件については、権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

2 番及び 3 番は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん所有の水田4,959㎡を近所の〇〇〇〇さんが賃貸借の権利設定をし、耕作するものです。

特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

2 番及び 3 番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

4 番の案件については、吉田地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

4 番について、ご説明します。

8 月 17 日、借受人の〇〇〇〇さん宅でお話を伺いました。

貸付人は〇〇〇〇さん、2,742㎡、権利の種類は賃貸借、期間は新規 10 年となります。

借受人の〇〇〇〇さんは、大規模に水稲を耕作しており、農機具、トラクター、全て揃っていますので、特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

4 番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第3号については承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用5条の届出2件を報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会にあたりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしく願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後3時55分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年11月26日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 新 井 智 子

署名委員 松 島 政 雄